「令和6年度公式SNSを活用した観光情報発信事業」 提案競技仕様書

1. 目的

観光振興課公式SNSを活用し、本県が有する豊かな自然や食、伝統文化などの観光資源やイベント情報、「ご縁も、美肌も、しまねから。」のキャッチフレーズに関連した情報を県内外へ広く発信し、県のイメージ・認知度の向上、県外からの観光来訪の動機付けを図る。

2. 委託業務名

令和6年度公式SNSを活用した観光情報発信事業

3. 委託期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日

4. 委託料上限

11,060,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記委託料には、広告費(2,000,000円を目安とする)及び企画提案書に基づく委託 業務の全てを含む。

5. 委託業務の内容

- (1) SNS運営業務・コンテンツ制作業務
 - 「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに展開する県観光プロモーションのターゲットに合わせ、①幅広い年代層の女性、②ファミリー、③パートナーをターゲットとして、それぞれに情報発信を行うこと。
 - ・ 県内全域の観光地の情報や、自治体、民間事業者、団体等が開催する観光関連のイベント、旬のもの、注目を集めているもの、新しいもの、旅行商品などについて取材し、観光客の誘客につながる情報発信を行うこと。
 - ・ 県内全域(東部・西部・隠岐)に波及効果があるよう配慮すること。
 - 「美肌県しまね」「ご縁の国しまね」に関連した情報やコンテンツ、「絶景」、「体験」、「食」、「伝統文化」など、島根県ならではの魅力を具体的に伝えること。特に、観光客の目線で各スポットやグルメなどを体験したり、周遊したりするイメージが想起出来るよう、興味や関心を引く工夫を講じたコンテンツを制作すること。
 - ・ コンテンツ制作に当たっては、特に閲覧率や拡散性の高いショート動画(スマートフォン視聴を基本とした縦型動画)に注力し、InstagramやYouTube、TikTokなどで効果的に活用すること。
 - ・ Instagramのアンケート機能の活用など、コメント機能以外の仕組みでユーザーの声を拾った 投稿も適宜行い、ユーザーとのコミュニケーションを意識した取り組みを行うこと。
 - ・ 公式SNSアカウントのフォロワー数や各種分析指標等について、「6. 目標設定と効果測定」で示すKPIを達成するための具体性がある提案や、より幅広いユーザーからの共感が得られ、「美肌県しまね」「ご縁の国しまね」の認知度向上や誘客につながる独自の取組があれば提案すること。
 - 各SNSの特性やユーザー層を踏まえた素材の選定及びコンテンツ制作を行うこと。
 - ・ コンテンツの公開・掲載に当たっては、閲覧者数の増加や「美肌県しまね」の認知度向上に効果的なSNSの機能(ハッシュタグなど)を使用し、島根県の情報が拡がるように努めること。

[各SNSへの掲載回数]

島根県観光振興課Instagram	月20回程度、年間200回以上
島根県観光振興課X(旧 Twitter)	月20回程度、年間200回以上
島根県観光振興課Facebook	月20回程度、年間200回以上
島根県観光振興課TikTok	月10回程度、年間100回以上

(2) 影響力のあるインフルエンサーを起用した企画提案

- ・ (1)の情報発信にあたって、影響力のある(チャンネル登録者数・フォロワー数:数十万人規模を目安とする)インフルエンサーを起用した企画について提案すること。なお、インフルエンサー自身が島根の観光資源に愛着を持つことで、その視聴者に島根の魅力が伝わる企画となるよう工夫すること。
- ・ 影響力のあるインフルエンサーを活用した企画のプラットフォームはYouTubeを想定しているが、効果が最大化するよう各SNSについても適宜活用を図ること。
- ・ 上記の、メインとなるインフルエンサーを活用する企画と連動もしくは並行して、他のインフル エンサーを複数活用することも可能とする。

(3) 取材·撮影

- ・ 動画や写真については、受託者において新規に取材及び撮影を行うこと。ただし、時期により 撮影困難な素材(季節感のあるものやイベント関連等)を活用する必要がある場合は、既存の動 画・写真データを使用できるものとする。
- ・ 撮影や編集に係る一切の費用 (交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に要する費用等) について は、全て委託料に含むものとする。
- ・ 取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に 直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。

(4) SNS広告業務

200万円分を目安として(SNS運営会社側へ支払う広告運用実費)SNS広告を実施すること。また、広告実施後に配信結果を評価分析し、県へ報告すること。

なお、広告の内容や時期、配信金額等については、別途県が指示する。

(5) キャンペーンの実施

SNSを活用した観光客の来訪や周遊に繋がるキャンペーンを企画・実施すること。

6. 目標設定と効果測定

受託者は、各業務について運営目標(フォロワー数や各種分析指標等)のKPIを示すとともに、 実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県と協議の上決定すること。

受託者は、全体の達成目標に即した評価指標設定及び効果測定を行い、随時改善に向けたPDCA を実行すること。

7. 県との調整

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者の長期休暇期間中のSNS運用については、あらかじめ県と対応を協議すること。
- (3) 受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

8. 著作権等

業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、県に帰属するものとし、制作された著作物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。

9. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ(作成したデザインデータ、写真及び動画等)は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

10. 完了報告及び成果物

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに県に提出すること。

- (1) 委託業務に要した事業費
- (2) 委託業務の実施による成果
 - ・ 本業務で撮影、編集した動画や画像などのコンテンツデータ
 - ・ 動画撮影内容、企画内容などをとりまとめたもの
 - ・ フォロワー数や分析指標の変化等について、委託開始前と比較した検証を行うこと
 - · SNS広告の配信結果の集計ならびに評価分析を行うこと
 - ・ 実施した企画内容の詳細とその成果
 - その他本委託業務に実施した内容をまとめること

11. その他

- ・ この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議の うえ決定する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、県が指示した場合、投稿内容・企画の変更等を すること。